

京都市告示第636号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和6年3月5日

京都市長 松井孝治

道路の種類 市道
供用開始の期日 令和6年4月1日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
伏見西部第 五緯1号線	伏見区横大路一本木40番地地先から 同町22番地地先まで	旧	メートル 226.10	メートル 17.00～31.50
		新	226.10	19.00～33.50

(建設局土木管理部道路明示課)